

会 議 録

〈2021年度 愛知県入札監視委員会第4回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2021年度第3四半期における発注工事について政策企画局、総務局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、病院事業庁、経済産業局、労働局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(農業水産局の一般競争入札について)</p> <p>・一般競争入札のたん水防除事業大岡地区機場工その3工事、たん水防除事業室場南部地区上屋建築工事、たん水防除事業高河原地区樋管工その1工事は、全部工事場所は西尾市で、全部西尾市の業者が落札している。それぞれ入札参加した4者、2者、2者は全部西尾市の業者か。</p>	<p>・現状詳細を回答できる資料を持ち合わせていないため、後で回答する。</p>
<p>(教育委員会の一般競争入札について)</p> <p>・発注工事に温室改修工事が集中しているのはなぜか。</p>	<p>・昨年度、国の補正予算でスマート専門高校に補助金がついて、農業高校や工業高校等に割り振った。農業高校の温室改修があったので工事をした。</p>
<p>(農業水産局の不調・不落について)</p> <p>・不調不落の小規模治山事業第3号工事、豊川用水二期受託事業牟呂幹線水路下流その21工事は、参加業者がそれぞれ12者、13者の全者が辞退等となっているが、辞退の理由は確認したか。</p> <p>・前者は次年度に再度発注するとのことだが、技術者がいないとなるとどのようなことを見直して再度発注するのか。 技術者がいないとなるとどのようなことを見直して再度発注するのか。 また、12月に指名競争入札の小規模治山事業第19号工事が北設楽郡で行われており、不調の小規模治山事業第3号工事と同じような場所で同じような工事が成立している。不調の小規模治山事業第3号工事は、11月に技術者不足を理由に不調となっているが、その後の12月に小規模治山事業第19号工事が成立したのはな</p>	<p>・小規模治山事業第3号工事については、設楽ダム関連工事が多いので配置予定技術者の確保が困難という技術者不足を理由が11者、自社都合が1者の計12者辞退となっている。豊川用水二期受託事業牟呂幹線水路下流その21工事については、13者すべてが配置予定技術者の不足という理由である。</p> <p>・1つ目について、急峻な斜面での土工量が多い工法であったため、仮設計画も含めて設計内容を見直そうと考えているが、発注方式は未定である。少なくとも早めに発注して技術者確保に努めようと考えている。</p> <p>2つ目について、指名競争入札の小規模治山事業第19号工事は工期設定が5月末までで、第3四半期の遅めの発注である。どちらも適正工期を確保しているが、成立した方は比較的工期を守れるということがあると考えている。</p>

<p>ぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立したものと不調となったものとの、具体的にどこが違うのか、成立する条件を考えて今後は適正に発注していただければと思う。 ・ 指名競争入札の小規模治山事業第19号工事と不調の小規模治山事業第3号工事は配置する技術者の条件は同じか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状詳細を回答できる資料を持ち合わせていないため、後で回答する。
---	--

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、10月から12月までの発注工事について、15局庁等の発注工事の中から福祉局、建築局、スポーツ局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○愛知県医療療育総合センター手術室空調改修工事【福祉局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格はどのように積算したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は、参考見積りから積算した。2社から徴収した参考見積りを基に比較し、安い方を予定価格として設定した。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その2者は応札した業者と同じか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札して、落札した業者は参考見積を出した業者と同じである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考見積を出した業者と落札した業者は同じで、金額も同じか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ どのように参考見積を依頼する業者を決めたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者は、病院建設時、新築の空調工事を実施した業者、もう1者は医療療育総合センター中央病院の施設管理等を委託している業者である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前者が落札したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札した業者はもともと新築の時に、空調工事をした業者で、その業者に予定価格を出すための見積を出してもらい、その業者が見積通りの金額で落札したという流れか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者辞退だから1者の入札参加に近い。複数応札してもらえるよう、入札参加者資格条件を変える、もっとたくさんの業者に声をかけるという取組はしなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開札までに特段声掛けなどはしていない。結果として2者の参加申込、開札は1者ということだった。 ・ 今回の入札では、資格要件として営業所は愛知県内という条件にしたが、工事場所の病

<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容は特殊なものか。 	<p>院は愛知県の北部に位置する春日井市にあり、今後こういった工事がある場合、岐阜県まで広げることや、公共団体の施工実績があるという要件を同規模の民間病院で施工実績があることなども要件として加えていくようなことを考えていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容は特殊なものではなく、この業者しか行えないような工事ではない。
---	---

○農業総合試験場園芸研究部常緑果樹研究室改修工事【建築局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・常緑果樹研究室改修工事ということで、工事内容は特殊なものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な老朽化を改修することが目的の改修工事である。
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのように算出したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の建築関係の積算基準に基づいて算出した。
<ul style="list-style-type: none"> ・外部の業者に依頼したわけではなくて、県で算出したということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後同種の改修工事はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は終わりである。県の他の地域ではあると思うが、蒲郡市はこれで終わりである。
<ul style="list-style-type: none"> ・3回目の入札参加資格に総合点数920点以上を追加したとのことだが、総合点数920点以上の業者は何者あるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三河地域全域で57者であり、その中で同種工事の契約実績があるものは47者である。
<ul style="list-style-type: none"> ・2回目の入札参加資格は、総合点数630点以上920点未満で他にも条件があるが、3回目は2回目と点数以外の条件は同じで、総合点数920点以上を加えたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・同じ条件で920点以上なのが47者か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・落札した業者は47者のうちの1者か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札した業者は、920点よりも低い点数のところになる。
<ul style="list-style-type: none"> ・落札した業者は、2回目の指名業者にも入っていたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・単価を上げたので、そこで落札したということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。あと工期を変更したのでその関係もあるかもしれない。
<ul style="list-style-type: none"> ・1回目と2回目で予定価格が下がって 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算する時期によって単価の入替えは行っ

<p>るのはなぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その工事を前提に市場調査による採用単価の見直しで3回目の予定価格を算出したということか。 ・これから長寿命化でこういうケースが増えると思うが、うまく落札されるようにしていただきたい。 	<p>たが少額だった。工期が短くなり額が下がった影響が大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。
--	--

○新体育館整備推進事業用地等整備工事【スポーツ局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・請負率が100%だが、当初より高かったが交渉してこの価格になったということで、これ以上上げるのは難しいという判断でよろしいか。 ・解体と建築両方の工事を同じ業者が施工すれば工期の短縮や共通仮設費などの経費削減が期待できるとのことだが、もともとそこで体育館を作るので、最初から解体と建築を一体として3者で競争したら撤去費用も安くなったのではないか。 工期の短縮により公園も長く使えるので、そういった方法でも良かったのではないか。 ・同じ工事で解体工事でも依頼することで、経費面からも合理化が図られるということだが、どれ位節約できたのか。 ・契約上も柔軟に対応できる契約になっているということで、合理化を図っていくことを試みているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。業者に確認したが、本体工事を7月に着工しないといけないという中で、解体工事も遅らせることはできず、より安全面を見て設計、見積りをしたので県で積算した予定価格より高めに出た。その後価格を下げられないか交渉をし、予定価格のところ合意した。 ・新体育館事業については、民間事業者の自由な設計に任せるということで、計画地内でどの区域をどのように使うかも民間業者に任せていた。その結果、今回は全区域を使いたいとのことだったので、全部撤去することになった。例えば子供の広場は残すという計画は可能性としてあったので、募集段階では全部撤去することを見込まず、別工事として発注することを想定した。 ・現時点でどれ位かは見込めない。解体工事が6月までに終わる予定。現在本体工事の設計を進めており、7月から本体工事に着手する。本体工事の設計と突き合わせてどこが省略できたか業者に確認し、適切であれば計画変更を実施するという契約条件である。今どれだけ節約できたかは見込めないが、例えば作業小屋は別で発注する場合より省けると想定している。数字的にどれ位かは本体工事の設計と比べて精査していきたい。 ・はい。見積りの時も業者にはその旨で見積を出してもらうよう依頼しており、また、契約の特記事項の中で諸経費調整を行う旨を明記している。

<ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピックの施設は維持費が大変ということがあがるが、新体育館も維持管理にコストがかかるだろう。 万が一、負担が耐え切れなくて業者が倒れることがあった時の対応策は事前に考えているのか。 ・分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の大手業者が請け負っているため、そういった心配はないと考えている。万が一の時は次の業者を探さなければならないが、現時点で経営が傾くことは想定していない。
--	---

【入札契約手続の運用状況等の報告 追加説明】
(農林基盤局)

説明	委員の反応
<ul style="list-style-type: none"> ・先程委員からご質問いただいた件について回答する。 一般競争入札のたん水防除事業大岡地区機場工その3工事、たん水防除事業室場南部地区上屋建築工事、たん水防除事業高河原地区樋管工その1工事は、入札参加業者はいずれも西尾市内の業者だった。 ・たん水防除事業室場南部地区上屋建築工事は、技術者都合のため。たん水防除事業高河原地区樋管工その1工事は、配置予定技術者の確保が難しかったため。 ・主たる営業所が西三河農林事務所幡豆農地整備出張所管内にある業者である。 ・たん水防除事業は主に農村地域に多いが、農業用の排水機場を建設する工事である。最近では新規に造るより更新工事が多い。ここでいうたん水防除事業には、地下の水槽の土木工事もありながら、その上に建築する工事もある。それも含めてたん水防除事業である。農林水産省の補助事業として県営で行っている。 ・地場の業者の方が地域の事情に精通しており、現場にも近いということからそうされる場合が多いと思う。 ・共通した業者はいない。 ・続いて別でご質問いただいた件の小規模治山事業第3号工事及び小規模治山事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・たん水防除事業室場南部地区上屋建築工事、たん水防除事業高河原地区樋管工その1工事は、辞退者が1者ずつあるが、辞退理由は何か。 ・一般競争入札の資格はどのようなものか。 ・そもそも、たん水防除事業とはどのような工事なのか。 ・例えば一般競争入札のたん水防除事業前新田2期地区排水機場その4工事は刈谷市の工事で、刈谷市の業者が落札している。地元が落札しやすいということはあるのか。 ・一般競争入札のたん水防除事業大岡地区機場工その3工事は、入札参加した4社全部西尾市の業者ということだが、この4者の中に一般競争入札のたん水防除事業室場南部地区上屋建築工事、たん水防除事業高河原地区樋管工その1工事と共通の業者はいるのか。 ・技術者不足で不調不落が多かったので、この良い制度を今後も工夫して取り入れてもら

第19号工事については、配置予定技術者にかかる要件はありません。

また、不調の小規模治山事業第3号工事と指名競争入札の小規模治山事業第19号工事について説明を追加する。

2つを比べると、指名競争入札の小規模治山事業第19号工事の契約日は、令和3年12月6日で工期の開始日は令和4年2月21日と離れている。これはフレックス工期の発注工事で、業者が着手日を選べるものである。

その他にも指名競争入札の小規模治山事業第20号工事、小規模治山事業第21号工事、小規模治山事業第22号工事などでフレックス工事を適用しており、工事の平準化に取り組むための試行を先行している建設局に倣い始めたところである。入札不調の反省から11月の小規模治山事業第21号工事から何件か発注した工事をいずれもフレックス工期にして、受注された業者が工事スタートを選べるというところで、どこも2か月後頃からの着手を選んで応札していただいた。

設楽ダム関連で多くの工事が発注されていて慢性的な技術者不足の中で、不調不落対策として受注者側が工事始期を選べるフレックス工期を試して工夫しながら行っている。

来年やり直そうとしている不調の小規模治山事業第3号工事も適応を見直すとともにフレックス工期で取り組もうと考えている。

・長い工期の間で自由に選べる。

・はい。必要な工期にプラスアルファを見込んで工事を発注している。

・はい。年度をまたぐ場合は予算的な手続きが必要なこともあるが、そのような手続きを踏みながら取り組んでいこうと考えている。

いたい。

・フレックス工期について、着工時期は自由に決められるということだが、工期の終わりは決められるのか。

・終わりを相当後ろにしているのか。

・終わりが決まっているならメリットは少ないと感じたが、余裕を持っているので終わりをずらすこともできるということか。

【検討結果のまとめ】

本日の定例会議における検討結果を申し上げる。委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。全般的なことでは、フレックス工期という非常に良い試みを推進している事例を紹介していただいた。こうした良い対策を活用し、不調不落を減らして、順調に受注してもらえるように入札手続を進めていただくことを要望する。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について